

# 国立大学法人電気通信大学コミュニケーションマーク等に関する規程

制定 令和3年9月13日規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）のイメージを図案化するコミュニケーションマーク（以下「マーク」という。）及び象徴する色としてのスクールカラーの制定、使用その他の手続きに関し必要な事項を定めるものとし、もって本学の知名度の向上及び幅広くイメージの浸透を図るものとする。

(マークの制定)

第2条 マークは、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

(スクールカラーの制定)

第3条 スクールカラーは、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

2 前項のほか、学長が必要と認めるときは、部局等ごとにそれぞれを象徴する色を定めることができる。

(使用者)

第4条 マークを使用できる者又は団体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学
- (2) 本学の役員、職員及び学生
- (3) 本学において教育研究に従事する研究員等
- (4) 学長が指定する本学の課外活動団体、同窓会、後援会、生活協同組合その他の団体

(用途)

第5条 マークを使用できる用途は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学が発行する印刷物及び刊行物
- (2) 本学のウェブサイト
- (3) 本学の構内表示板及び案内看板
- (4) 名刺、文具及びノベルティグッズ
- (5) 本学の教育研究活動等で使用するもの

(使用申請)

第6条 第4条各号以外の者若しくは団体がマークの使用を希望するとき、又は前条各号以外の用途でマークを使用しようとするときは、マークの使用目的、使用方法その他の必要事項を記載して学長に申請しなければならない。

(使用承認)

第7条 学長は、前条により申請を受けた場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 本学の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) その他学長が適当でないと認めた場合

2 学長は、使用を承認するに当たり、条件を付すことができる。

(契約の締結)

第8条 前条の承認を受けた者又は団体が次のいずれかに該当する場合には、学長は、その者又は団体とマークの使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結するものとする。

- (1) マークを使用した商品を販売する場合
- (2) マークを利用して役務を提供する場合
- (3) その他営利目的でマークを使用する場合

(使用料)

第9条 前条の規定により使用契約を締結した者又は団体は、当該使用契約で定める使用料を納付しなければならない。ただし、学長が特に認めた場合は無償とすることができる。

2 使用料の額の基準は、学長が別に定める。

(遵守事項)

第10条 マークを使用する者又は団体は、マークの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マークの形状及び色彩は、改変しないこと。
- (2) 本学の同意なしにマークを第三者に使用させないこと。

2 前項に定めるもののほか、マークを使用する者又は団体は、別に定めるマニュアルを遵守しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が支障がないと認めた場合は、同項第1号については、この限りではない。

(使用の停止等)

第11条 学長は、次のいずれかに該当する場合は、マークの使用の停止を求め、使用の承認を取消し、使用物件の回収を命じ、その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 第6条の申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第7条の承認を受けずにマークを使用していると認められる場合
- (3) 第7条の規定により使用の承認をした後に、同条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (4) 第9条の使用料を所定の期日までに納付しない場合
- (5) 第10条の遵守事項に違反した場合
- (6) その他学長が必要と認めた場合

(事務)

第12条 マーク及びスクールカラーの制定及び使用に関する事務は、総務部総務企画課広報・基金・卒業生室が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、マーク及びスクールカラーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 次の規程等（次項において「旧規程等」という。）は、廃止する。

国立大学法人電気通信大学コミュニケーションマーク規程

国立大学法人電気通信大学スクールカラー規程

国立大学法人電気通信大学コミュニケーションマーク使用細則

3 この規程の施行の際、旧規程等に基づき現に使用しているマークについては、当面の間、従前の例によるものとする。